

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市粟井土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業（農道改修事業）竹成射場地区）を行うことについて平成21年2月18日認可した。

平成21年2月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀